

65歳以上のドライバーの皆さまへ

東白川村では、高齢運転者の方を対象に以下の補助支援を平成31年4月1日から開始します。

先進安全自動車購入費補助制度

高齢者交通事故防止策として高齢ドライバーを対象とした補助制度を創設しました。新車又は新車登録後3年未満の中古車(未使用車・新古車含む)購入時は先進安全自動車の購入をご検討下さい。

補助対象となる方 次の①～④の要件をすべて満たす個人の方です。

- ① 新規登録時に村内に住民登録のある満65歳以上の方
- ② 非営利かつ自ら使用する目的で新車又は新車登録後3年未満の中古車等を購入した人(リースは対象外)
- ③ 自動車運転免許証(有効期限内)を保有している人
- ④ 村税等を滞納していない人



要件・補助額

車両本体価格(消費税抜き)300万円以下で、下表の先進安全装置が搭載された自家用自動車を新車又は新車登録後3年未満の中古車等で購入し、平成31年4月1日以降に新規登録した場合に補助します。

先進安全装置	補助額(上限4万円)
① ペダル踏み間違い時加速抑制装置	3万円
② 衝突被害軽減ブレーキ ③ 車線逸脱警報装置 ④ 車間距離制御装置 ⑤ 自動切替型前照灯	※上記①に加え②～⑤のいずれかの装置を1つ以上搭載している場合1万円上乗せ ※②～⑤のいずれかの装置を1つ以上搭載している場合2万円

- ・補助金の交付は、1人につき1台(回)限りです。
- ・申請期限は、新規登録日から2か月以内です。(ただし、年度をまたいだ申請はできません。)

補助金の申請から交付までの流れ

(1) 先進安全自動車を自動車販売店で注文（売買契約）

※補助対象には要件があります。表面の内容をご確認下さい。

(2) 申請書（補助金交付申請書）を保健福祉センターへ提出

※新規登録日と同一年度内で、新規登録日から2か月以内に申請してください。

※申請書は、保健福祉センター窓口、村ホームページから入手できます。また、村内の自動車販売店から受け取ることもできます。

【添付書類】

- ① 自動車車検証の写し
- ② 先進安全自動車販売証明書（正規ディーラー作成）
- ③ 売買契約書または注文書の写し
- ④ 自動車運転免許証の写し
- ⑤ 村税及びこれに準ずる納付金納付状況調査同意書

(3) 通知書（補助金交付決定通知書）が郵送で到着

※申請書類を確認の上、申請書に記載された住所に通知書を郵送します。

(4) 請求書を保健福祉センターへ提出（2）申請書と一緒に提出できます

※通帳のコピーを添付して提出してください。

(5) 補助金が指定口座に振り込まれます。

(注意) 補助金を受けて取得した自動車は、1年以上使用してください。

補助金を受けて取得した自動車を、新規登録（新規検査届出）日から1年以上経過する前に名義変更、売却等をした場合は、補助金を返還していただく場合があります。

申請・お問い合わせ

東白川村保健福祉センター内 保健福祉課 福祉係 0574-78-2100